

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 号

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君

理事 鬼木 誠君

理事 葉梨 康弘君

理事 階 猛君

理事 井出 庸生君

理事 奥野 信亮君

理事 神田 裕君

理事 国光あやの君

理事 出畑 実君

理事 藤井比早之君

理事 宮崎 政久君

理事 逢坂 誠二君

理事 松田 功君

理事 山尾志桜里君

理事 竹内 讓君

理事 串田 誠一君

越智 隆雄君

田所 嘉徳君

稲富 修二君

濱地 雅一君

井野 俊郎君

門山 宏哲君

黄川田仁志君

小林 茂樹君

中曾根康隆君

古川 康君

山下 貴司君

日吉 雄太君

松平 浩一君

山川百合子君

藤野 保史君

高井 崇志君

森 まさこ君

義家 弘介君

宮崎 政久君

幸 清聡君

赤松 俊彦君

西山 卓爾君

小出 邦夫君

川原 隆司君

藤井 宏治君

五月二十一日

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、内治安、人権擁護に関する件

松島委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りします。各件調査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局給与局次長幸清聡さん、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦さん、法務省大臣官房政策立案総括審議官西山卓爾さん、法務省民事局長小出邦夫さん及び法務省刑事局長川原隆司さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許可します。階猛さん。

○階委員 おはようございます。立国社の階猛です。

まず、法務大臣にお尋ねしますが、けさの持ち回り閣議で、黒川検事長、マージャン賭博を認めたとということで辞職の願ひ出がある、これを了承する持ち回り閣議が行われているようなんですが、大臣はそれに署名をしたんでしょうか。

○森国務大臣 申しわけございません。持ち回り閣議の時間がまだ終了しておりません。まだ、その閣議が終了した後、その持ち回りの書類が来て花押を押すということになっておりまして、まだでございますが、まだ閣議の時間が終了していません。言及することができず、申しわけございません。

○階委員 まだということなんです。閣議議決を行ったのは法務大臣からということでしょうか。

○森国務大臣 はい。そのとおりでございます。

○階委員 後任は速やかに決めたかと思っております。

○森国務大臣 速やかにと言いましたけれども、大臣は、答弁でかねがね、黒川氏の勤務延長の理由について、黒川氏が退職すれば当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずるということで、人事院規則の条文を引用して、黒川氏の勤務延長は正当だということを確認していらしたんじゃないですか。

やめてすぐ後任が見つかるんだつたら業務の継続的遂行に重大な障害はないし、障害は生じなかつたし、そもそも勤務延長を認める必要はなかつたということになりませんか。

○森国務大臣 このたびの黒川検事長の一件については、検察の信頼を損なう不適切な行為であり、まことに遺憾でございます。黒川検事長は、東京高等検察庁のトップとしての立場にありながら、公私問わずにみずからを律し、国民から疑念を抱かれないように格段に意を注ぐべきであったにもかかわらず、かけマージャンという行為をしたということで世間大きな反響をもちました。国民の皆様には大きな御不安をおかけいたしました。法務大臣としておわびを申し上げます。

御質問でございますが、業務の継続に重大な障害があるというふうにも思っておりますので、速やかに後任を探したいと思っております。定年延長自体については、その当時の判断は間違いないかと思っております。

○階委員 当時の判断を今聞いていません。黒川氏がやめたら検察庁の業務の継続的遂行に重大な障害が生ずるからということだったんじゃないですか。黒川氏がやめても後任がすぐ見つかるんだつたら定年延長を認める必要はなかつたんじゃないですか。そこを答えてください、端的に。

○森国務大臣 定年延長については必要なことであつたというふうにも考えております。

○階委員 理由がないんですけれども、なぜですか。私の質問に答えてください。大臣が言っていた理由が当てはまらないんじゃないですか、すぐ後任が見つかるんだつたら、そのことについて説明してください。

○森国務大臣 黒川検事長の勤務延長については、東京高検内の重大かつ複雑な案件に対処し、また、東京高検内の指揮監督をするために必要不可欠ということで決定をし、私の方で閣議議決をした。そして、内閣の方で決定をしたものでございますけれども、今般の不祥事案に当たりまして、業務の継続に著しい支障が生じておりますので、そのような中においては後任を急ぎ探さなくてはならず、これについて速やかに決定したいというふうにも思っております。

○階委員 つまり、黒川氏を勤務延長したことに

ら、公私問わずにみずからを律し、国民から疑念を抱かれないように格段に意を注ぐべきであったにもかかわらず、かけマージャンという行為をしたということで世間大きな反響をもちました。国民の皆様には大きな御不安をおかけいたしました。法務大臣としておわびを申し上げます。

御質問でございますが、業務の継続に重大な障害があるというふうにも思っておりますので、速やかに後任を探したいと思っております。定年延長自体については、その当時の判断は間違いないかと思っております。

ての豊富な経験、知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、自分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要があると認定したものでございます。

○日吉委員 結局、資格がないということじゃないですか。

例えば、この黒川さんの評判を聞いたとか、これだけ問題があるかないかというような調査をしたとか、そういった、検事長になられる方ですから、清廉潔白な人なのかどうか、何かないのか、こういったことを通常調べるんじゃないんですかね。それはどうやって調べたんですか。

○森国務大臣 詳しい過程は差し控えますが、人事案を事務方トップである事務次官が私のところに持ってきた際に、必要な報告を受けたものでございます。

○日吉委員 じゃ、必要な報告を受けたんですけれども、そこで問題ないと大臣はどうやって判断されたんですかね。

○森国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、事務方の方が持ってきた資料に基づき、必要な判断をしたものでございます。

○日吉委員 じゃ、その判断が間違ったわけなんですけれども、どこが問題でその判断を間違ったんですか。

○森国務大臣 勤務延長につきましては、先ほど述べましたとおり、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためのものでございますので、そこに必要であるかどうかということ資料に基づき判断したものでございます。

○日吉委員 委員長、答えていませんので、もう一回。

どこに問題があつて判断を間違えたのか、その大臣が判断を間違えた要因、原因は何か、これを聞いているんです。

○松島委員長 もう一度、質問をお願いします。必要ない報告を受け、適切な判断をしたと考えております。

○日吉委員 ですから、大臣、その適切な報告が適切じゃなかったわけなんですよ。

だから、そこを、本来であれば、大臣が、任命する前に、その人事案が上がつてこないように、問題がある人を任命するようにならないようにチェックするのが大臣の役割だと思ふんですけれども、それができていなかったわけですから、その責任はどう考えていますか。

○森国務大臣 私は、一月の時点の勤務延長については、業務継続の必要性という観点から、必要な範囲の報告を事務方から受け、その中において判断を適切にしたというふうに認識しております。

○日吉委員 結果的に適格性判断を誤つたわけなんです。そこに大きなやはり責任があると思ふんです。先ほど、どこに責任を痛感しているかと言つたときに、大臣はこのことには触れていらつしやらないんですよ。

大臣の責任というのは、やはり、不適切な人を推薦してしまつた、ここが一番問題なんじゃないかと思ふわけですが、ここが一つ問題なんじゃないかと思ふわけですが、そこについての責任を感じて、辞任されたいでしょうか。

○森国務大臣 一月においては、業務遂行、継続と考へております。

五月一日及び十三日のかけまじジャンを行った行為についてはまことに遺憾なことであるというふうに考へており、今回の処分に至つたものでございます。

○日吉委員 もう一つ。

総理は慰留されたということなんですけれども、総理が辞任をしなくてもいいと判断したのは何だったんですか。わかりますか。

○日吉委員 それは何か伝えられなかったんですか。大臣は進退伺をしているわけですよ。それなのに慰留されたわけなので、それで納得しなければ、やはり辞任すればいいだけの話なんですけれども、何で辞任されないんですか。

○森国務大臣 進退の判断は総理がなされましたが、先ほど申し上げたことの繰り返しになります。後任を速やかに選ぶこと、そして、検察の信頼を回復することにおいて、引き続き業務に当たつてくれという言葉がございました。

○松島委員長 質疑時間が終了しております。

○日吉委員 時間が来ましたが次の方の人を選ぶけれども、適切に選べなかつた方が次の人を選ぶという事はできないと思ふので、辞任をお願いいたします。質問を終わります。

○松島委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。まず、黒川氏のかげまじジャンについて、本日の審議を通じて、常習性の有無というまことに中心問題について、当然やるべき調査をやつていないということが明らかになりました。そういう意味では、これは委員長にお諮りしたいんですが、当然やるべき調査、例えば、記者の方への聴取とか、あるいは黒川氏とどういう調査をしたのかも含めてですが、必要な当たり前の調査をやつた上で、来週にでも法務委員会をもう一度開いて審議すべきだというふうに思ふます。

委員、お願いします。

○松島委員長 後刻、理事会の中で、質問項目を出した上できちつと理事会で協議いたしますので。後刻、理事会で協議して、今後の日程も含めてまた協議いたします。

○藤野委員 その上で、大臣にお聞きしますが、大臣は進退伺を総理に出された、そして、総理は強く慰留されたと答弁されました。二点お聞きしたいんですが、なぜ自分は大臣にあらずと考へられたのか、この一点と、もう一つ、総理は何と言つて慰留したのか。つまり、なぜ森大臣でなければならぬと総理はおつしやつたのか。二点お答えください。

○森国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございます。黒川検事長の今般のかけまじジャン等の行為につきまして、まことに適切でございまして、甚だ遺憾でございます。検察行政の信頼を損ねたということについて、法務大臣としての責任を感じております。

総理からの言葉について今お尋ねがございましたが、これも先ほどお答えしたとおりでございます。速やかに後任を選任すること、そして、検察の信頼を回復することについて業務に当たつてほしいというふうに言われました。

○藤野委員 だから、検察の信頼回復ということがなぜ森大臣でなければならぬのか。総理はなぜ、そこを森大臣にやらせようと言つたんですか。

○森国務大臣 総理の心の中のことでございますので、私からはお答えしかねます。

○藤野委員 これほどの国会を揺るがしている問題で、恐らく、進退伺を出されたのも、大臣自身、重大な御意だつたと思ふんです。その重みと、そしてそれに対する総理の慰留、極めて重みと、そういう理由で森大臣が大臣を続けるのか、総理がそういう判断をしたのか、これは国民に示さないとイケないんです。これほどの問題になつていくわけですから。

そして、黒川氏というお話がありました。私は、そこで進退伺という話はちよつとヒントがずれていると思ふんです。最大の問題は、今ここで憲法が踏みこじられていくことだと思ふんです。事実上、立法権が侵害され、そして、司法権もその独立が脅かされているというのが最大の問題なんです。

まず、立法権について言いますと、現行の検察庁法は、検事総長は六十五歳、その他の検察官は六十三歳になれば退官すると定めてあるんです。キャリアの最後の出口のところ年齢以外の要素は一切考慮しない、これが現行法です。年齢

ればならないと総理はおつしやつたのか。二点お答えください。

以外の要素を考慮すると、そこに恣意的介入の余地が生まれるからであります。

検査官は、唯一の公訴提起機関で、準司法官と言われている。時には、総理大臣経験者をも逮捕してきた。巨悪を眠らさないという重い使命を持っているからこそ、どんな巨悪にも屈しない厳格な政治的中立性が求められる。だから、検査官の人事は、他の一般職公務員とは違って、入り口の任命だけに限定して、そして、活動中や出口の退任、退官のところで一切介入の余地を設けていないわけですね。つまり、現行法は検査官の定年延長を認めていないし、戦後一貫してそういう運用が行われてきました。したがって、黒川氏の定年をもし延長するのであれば、検査庁法を改正するしかありません。しかし、安倍政権はそれをやらなかった。

先日、検事総長OBなど検察幹部経験者の皆さんが意見書を出されました。この中でも冒頭で、冒頭でこう指摘されております。

検査官の定年を延長するのであれば検査庁法を改正するしかない。しかるに内閣は、同法改正の手続を経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。この閣議決定による黒川氏の定年延長は検査庁法に基づかないものであり、黒川氏の留任に法的根拠はない。

そして、検査OBだけでなく、日弁連会長以下、全国五十二全ての弁護士会の会長声明も、多くはこの点を指摘しております。

大臣、お聞きしますが、現行憲法上、国会は唯一の立法機関とされており、法律の改正というのは、全国民の代表である国会だけの権限なんです。その国会での法改正の手続を経ずに、内閣の勝手な解釈で法律の解釈、運用をねじ曲げた、これは立法権の侵害であり、これをそのままにしていたら、日本は法治国家でなくなります。法の支配ではなく、人の支配になる。今回の法案、その大もとに閣議決定、これがあるわけです。大臣がもし責任を感じていると言っているのであれば、立法権の侵害を行っているこの閣議決定、これの撤回

を総理に働きかけるべきじゃないですか。

○森国務大臣 解釈変更については適正に行われたものと考えております。有権解釈として、第一義的に、所管省庁である法務省において解釈の変更を行ったものでございます。

法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおおよそ許されるというものではないと考えております。

○藤野委員 現行憲法では、内閣は国会で定められた法律に従って行政権を行使する、六十五条で定められております。法律に基づいた行政というのが内閣の仕事なんです。解釈もその範囲内です。ところが、安倍政権は、国会による法改正も行わず、単なる閣議で、正反対の法解釈、つまり現行法でも検査官の定年延長は可能だ、こういうことを行った。これは、まさに立法権の侵害であり、三権分立に反する違憲行為なんです。

大臣の認識を開きたいんですが、これをこのままにしていたら、日本は法治国家ではなくなってしまう。法の支配でなく、人の支配になる、こういう認識は大臣にはないんでしょうか。

○森国務大臣 法治国家のもと、有権解釈として、第一義的に、所管省庁である法務省が検査法上の解釈を検討したところ、まず、検査庁法の上の勤務延長の規定はございません。また、その勤務延長制度が導入された当時の、検査官に適用されないという直接的に答弁した例は見当たりません。その上で、勤務延長制度の趣旨、また、検査庁法で定められる検査官の定年による退職の特例が定年年齢と退職時期の二点であり、定年により退職するという規範そのものは、検査官であっても一般法たる国家公務員法によっているというべきであること等を検討した結果、勤務延長について解釈変更をし、国家公務員法の規定が適用されると

解釈したものでございます。

○藤野委員 全く、法律に書いていないから何とも解釈できるんだと言わんばかりの今の答弁です。

先ほどの検査官OBの意見書は、こうも言っているんですね。

本来国会の権限である法律改正の手続を経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈、運用を変更したという宣言であって、フランスの絶対王政を確立し君臨したルイ十四世の言葉として伝えられる、朕は国家であるとの中世の亡霊のような言葉をほうふつとさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である権力分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいる。

私、そのとおりだと思うんですね。

もう一点お聞きします。司法権の侵害です。戦前、司法権は天皇に属してました。戦後の日本国憲法は、司法権は裁判所にあるというふうに定められました。これは、国民主権、三権分立の観点であります。そして同時に、いかに重大な犯罪であつても、検査官が起訴しなければその司法権は発動されない、こういう制度にしているんです。だから、検査官の準司法官としての職責は、刑事司法において極めて重要な根幹をなす、そういう位置づけなんです。

その検査官が、定年時の、出口の人事を政府に握られたらどうなるか。そのことによって検査官の独立が害され、ひいては、司法権の独立、三権分立を侵害する。ここでも憲法を踏みこじっているわけですね。

一月三十一日の閣議決定というのは、その危険性を残しております。法案を廃案にするというような報道もありますけれども、今の状態は、法案でも、閣議決定でも、この立法権の侵害と司法権の侵害、両方残っているんです。

巨悪を眠らせないという立場で頑張ってきた検査官、キャリアの最後で、この人はもう定年延長させないとか、この人はもう平換事に降格させるとか、そういうことが可能になるんですね。それ

を見た若い検査官、どうなるか。検査全体が萎縮していく。逆に、巨悪は安心して眠るようになるわけですね。

大臣、お聞きしますが、この閣議決定、そして法案、定年の特例部分、これを撤回しなければ、そういう政権の意のままに動く組織に検査官がなってしまう、こういう懸念は残り続けるんですね。ですから、この閣議決定、そして法案の特例部分、これは撤回すべきではありませんか。

○森国務大臣 そもそも、検査官については、その人事権者は内閣又は法務大臣でございます。これは、検査官は行政組織の一部であり、検査官の準司法官の性格、検査官の独立性を保持しつつも、国民主権の見地から、公務員である検査官に民主的な統制を及ぼすためのものではないかと。

改正検査庁法の勤務延長及び役おり特例の制度についてお尋ねがございましたが、そもそも、任命権者である内閣等の判断により、改正法及び内閣で定める事由等の準則に基づき、公務の運営に著しい支障が生じることを認められる場合に、引き続きその職務を遂行することを認めることであつて、検査官は意に反してやめさせることはできないという強い身分保障を守りながら、身分上の不利益処分を行うことではございませんので、本来的に検査権行使に圧力を加えるものではなく、検査官の独立性を害さず、三権分立にも反しないというふうにご考えます。

その上で、若い検査官というお話がございましたが、検査官は、権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのようなときにも厳正公平、不偏不党を旨とし、法と証拠に基づいて適切な事件処理に努めるものと承知しております。

○藤野委員 本間に、人事権者とおっしゃいましたが、現行法は、それを任命という入り口だけに限っているんです。ほかの一般職公務員は、入り口でも出口でも内閣が関与しますけれども、検査官は、大臣おっしゃった準司法官という特別の重い責任を負っているから、政治的中立性を確保する

たみに入り口だけに限って、出口では年齢以外の一
切の要素を考慮していません。今回、それに
特例を設けようというんです。ですから、政治
的中立性が害される余地が生まれるというこ
な
んです。

先ほど、民主的統制とおっしゃいました。まさ
に巨悪と向き合い続けてきた検察OBの意見書
は、こう書いておられます。

検事総長を例にとると、一年以内のサイクルで
定年延長の可否を判断し、最長三年までの延長を
可能とするもので、現在、通例二年程度の任期が
五年程度になり得る大幅な制度変更と言えます。
これは、民主的統制と検察の独立性、政治的中立
性の確保のバランスを大きく変動させかねないも
のであり、検察権行使に政治的影響が及ぶことが
強く懸念されます。

こう言っているんですね。
結局、今回の閣議決定、そして法案の特例部分
というのは、立法権を侵害し、司法権を侵害す
る、まさに違憲、違法状態をつくり出しておりま
す。

この最大の責任は安倍総理にありますけれど
も、法の支配をつかさどるべき法務大臣がこのこ
とを全く理解していない。全く法務大臣の役割を
果たしているとは思いません。

○松島委員長 質疑時間が終了しておりますので、
手短にお願います。

○藤野委員 私も辞任を強く求めて、質問を終わ
ります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございま
す。

最後の質疑者でございまして、ずっと聞いて
おりました。国民も、検察庁という非常に重大な
役割の、立場の方の行為ということで注目をして
いるんだらうと思いますが、聞いていますと、
マージャンのレートが低いとか、ハイヤーは一緒
に乗っただけとか、一生懸命擁護しているように
私は思えてなりません。検察官と内閣が近づくと

こういう貸し借りが生まれるんだな、まさに、い
みじくも証明しているように私は感じたわけでござ
います。

ところで、解釈変更によって黒川検事長が採用
されたときに、当初、森法務大臣は、検察官が逃
げられたか、理由もなく釈放したというような理由
を挙げられておりました。しかし、これは撤回を
された。ならば理由は何だったんですか、こうお
聞きをしましたところ、森法務大臣は、三月十八
日、私の質問に対して、重大、困難な事件、特に
挙げられたのはインターネット、サイバー犯罪、
こう挙げられたわけですね。私の知り得る限りで
は、今回の解釈変更で具体的な犯罪例を挙げたの
はこれだけじゃないかなと思うんですけども。

そこでお聞きをしたいんですが、サイバーやイ
ンターネット犯罪が、捜査をするに当たって黒川
検事長はかえりたい、余人にかえりたい、この捜
査をするために余人にかえりたいんだ、こういう
ことであるとするならば、黒川検事長がやめられ
ることによって国民はこのインターネットやサイ
バー犯罪にさらけ出されている、直面して、この
犯罪にさらけ出されているということにはなる
んだらうと思えます。

そこでお聞きしたいのは、今回、訓告というこ
とで、やめなくてもいいことに対して、辞任を受
け入れた。辞任を受け入れたということは、国民
が犯罪に対して直面しても構わないという比較考
量の中で、それでも構わないんだ、こういう判断
を森法務大臣はされたということではよろしいで
しょうか。

○森国務大臣 いいえ、そうではございません。

○串田委員 考え方として、訓告で、やめなくて
もいい、あるいは、もっと厳しい処分をしても、
あなたには自業自得なんだ、批判は甘んじて受け
ない、しかし、あなたにはまだ二月分、このイ
ンターネットやサイバー犯罪、あなたしかできな
いから採用したんだ、これによって国民を守るた
めに、恥を忍んでもこれはやりなさい、私、そう

いう選択肢もあったと思うんですよ。それをあつ
さりど、遺憾だからと、まるで他人事のように。
あれほどサイバー犯罪と言って、国民を守ると
言って、四十年間も解釈変更されていなかったの
を口頭で解釈変更された。森法務大臣は何でこん
なに簡単に国民を危険にさらすことができるん
ですか。理由を述べてください。

○森国務大臣 先ほどから申し上げておりますと
おり、検察官をやめさせるとかやめさせないとか
いう判断を法務大臣がする立場にございませぬの
で、そこが検察官の独立性にかかわってきますの
で、本人が、辞任するかどうかは判断するところ
でございませぬ。

○串田委員 何を言っているんですか。国民が今
危険にさらされているんだから、森法務大臣は、
あなたがやめたら、私はあなたを採用して、国民
をサイバー攻撃、サイバー犯罪から守るためにあ
なたを採用したんだ、こういう説得をすることも
考えないといけないんじゃないですか。そういう
ことを一切考えずに、遺憾だからあなたはいい
ですよ、国民が危険にさらされても構いませんよ、
そういうことですか。

○森国務大臣 その点については、今ほど御答弁
したとおりでございますが、国民を危険にさらし
てもよいのかどうかという問いに対しては、黒川
検事長による業務継続、これが辞任によりなくな
ったというところで空席が生じておりますので、
そこは業務の継続性に著しい支障が生じておりま
すので、速やかに後任を選任したいと考えている
ところでございませぬ。

○串田委員 運営に著しい支障というのは、国民
に対するそういう犯罪を直面させているというこ
とでしよう。違うんですか。それが、運営に著し
い支障なんですか。それでも構わないという判
断をしたということでしょうか。そして、それは内
閣全体、安倍総理も含めて、国民に犯罪の直面を
させても構わないんだという判断をしたというこ
とでよろしいんですか。それを聞いていますん
ですよ。

○森国務大臣 辞任の判断については、本人の意
向でございませぬ。それを踏まえて、任命権者であ
る内閣がこれを承認いたしました。そして、その
結果、辞任すると東京高検の業務に著しい支障が
生じるわけでございませぬので、後任について速
やかに適切に任命していきたいと思っております。

○串田委員 まさに国民が犯罪に直面しても構わ
ないという判断になったとしか私には思えないで
すよ、理由を述べないんですから。
ところで、この解釈変更には基準があつたんで
すか。

○森国務大臣 法令の勤務延長の解釈変更につ
いてお尋ねというふうには理解してお答えをいたし
ますけれども、御答弁を申し上げましたとおり、
勤務延長をすることによって、国家公務員に対
する人事院の規則等を参考に、業務継続をする必
要性がある場合に勤務延長をするというふうにし
上げてきたところでございませぬ。

○串田委員 この前の内閣委員会でも、森法務大
臣は、基準がまだない、人事院規則に従って、そ
れを参考にするとおっしゃっていただけです。か
ら、今はないわけでしょうか、基準がないことによ
って国民の理解が得られないと見送ったわけ
でしょうか。そうしたら、解釈変更で基準がない
んじやないですか。

○森国務大臣 お尋ねは、検察庁法改正案におけ
る内閣の定める事由等についてのお尋ねでござ
いませぬか。そうであれば、その内閣の定める事
由については、新しい人事院の規則に準じて作成
するものでございませぬが、それを速やかに作成
するように今準備中でございませぬ。

○串田委員 だから、現在の解釈変更した際には
基準がなかったわけでしょうか。そして、今回の国
家公務員法等改正案も基準がない。それに対して
国民が非常に懸念を示している。国民の理解が得
られないから見送ったというんだらうたら、解釈変
更、基準がないんだらうたら、この解釈変更も国民